

行為を行うにあたっての配慮事項（川反都市景観地区）

届出者記入欄		景観整備基準	確認	確認事項等
チェック項目				
敷地	共同化の推進	・細分化された土地は、積極的に敷地と建物の共同化を図る。		
	有効空地の確保	・共同化や壁面後退により、ポケットパーク、全面広場、通り抜け通路等の空地の確保に努める。		
	用途の制限	・地域にマイナスイメージをもたらす用途に利用しない。 ・川反通りからアプローチする大規模な駐車場は設置しない。		
	私道の整備	・傷みの著しい私道の改良に努める。		
建築物	立て替え改修の促進	・傷みや汚れの著しい建物については、積極的に建て替え・改修に努める。		
	不燃化の促進	・建築物の不燃化に努め、災害に強い街区の形成を図る。		
	旭川側の修景	・旭川側に窓やバルコニーなどの開口部をできるだけ多く設け、壁面をライトアップするなど旭川対岸からの修景を図る。		
	色彩に関する制限	・外壁には、彩度の高いもの（彩度6を超えないことを基準とする）は使用しない。		
その他	設備機器の隠蔽	・クーラー等の設備機器は、公共の場所から見えないように設置する。（やむを得ず設置する場合は、景観上の配慮を十分に行う）		
	広告物に関する制限	・屋外広告物条例に基づく規制を遵守する。 ・広告物の設置にあたっては、周囲の景観との調和に十分配慮するものとし、できるだけ建物と一体的なデザインとする。 ・統一看板、案内板等の設置を促進する。		
	緑化の推進	・敷地内の空地や通路、バルコニー等は、積極的に緑化する。 ・屋外駐車場の周囲の緑化に努める。		

太枠内の届出者記入欄に記入し、配慮した事項を チェックして下さい。